

後期高齢者医療保険よりお知らせ

保険料額の通知書及び納付書を送付します。

広域連合で保険料額が決定されましたので、7月15日ごろに、被保険者のみなさんに、保険料額の通知書と納付書を送付します。

◎保険料の納付方法は…

※納付方法は、通知書で必ずご確認ください。

- ・ 保険料は、原則として年金から徴収されます。(特別徴収)
- ・ 年金額が年額18万円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える人、普通徴収への変更申出書を提出された人、特別徴収に変わるまでの人は、納付書や口座振替などで個別に納めます。(普通徴収)

◎保険料率が変わりました

法律により、2年ごとに保険料率が改定されます。

令和2・3年度	均等割額 所得割率	48,100円 9.41%	賦課限度額	640,000円
---------	--------------	------------------	-------	----------

◎保険料の均等割額軽減割合が変更されました

軽減割合		同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
令和2年度	本則	
7.75割※	7割	33万円を超えない世帯
7割		33万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)の世帯
5割	5割	33万円 + 「28.5万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯
2割	2割	33万円 + 「52万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯

- ・ 5割軽減・2割軽減の基準額が拡充されました。
 - ・ 平成31年(令和元年)度における8.5割軽減の区分に該当される人は**7.75割軽減**に、8割軽減の区分に該当される人は**7割軽減**に変わります。
- ※本来は7割軽減ですが、特例措置により、7.75割軽減になります。

保険証を年度更新します

8月1日からご使用いただく新しい「保険証」は、7月中旬頃から7月末日までに簡易書留で配達されます。受取には署名か捺印が必要です。

◎「限度額適用・標準負担額減額認定証」・「限度額適用認定証」について

すでに認定証をお持ちの人で、8月以降も該当となる場合は、新しい認定証を7月下旬に普通郵便で郵送します。

◎有効期限が切れた保険証や認定証は、市役所(101番窓口)へ返却いただくか、ハサミを入れるなどして処分していただきますようお願いします。

問合せ = 保険年金課 医療係 (内線327・328)



有効期限が「令和3年7月31日」となっていますので、確認してください

◆「特殊詐欺被害抑止標語」見知らぬ電話 話すな乗るな 「車」山口 重治 さん